

青森県報

第三百七十六号

令和三年
十月二十二日
(金曜日)

目次

告示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
- 保安林の指定解除……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の消滅……………(三八地域県民局) ……二
- 漁船保険付保義務の発生……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域県民局) ……三
- 機械加工実習設備機器の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部会計課) ……五

公告

告示

青森県告示第七百十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一	令和 三・九・一
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九 九〇	〃
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の 一	〃

青森県告示第七百十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

- 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字稲生字小稲生二二(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (三) 保安林解除の理由
指定理由の消滅
 - 二(一) 保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字稲生字小稲生二二(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (三) 保安林解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字稲生字小稲生二二(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 保安林解除の理由
道路用地とするため

二(一) 保安林の所在場所

- 東津軽郡平内町大字稲生字小稲生二二(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (三) 保安林解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百二十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、令和三年十月二十二日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	三沢
--------	----

青森県告示第七百二十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
三沢市さつきヶ丘一丁目二三の七九 三沢市大津三丁目一二の三四七 三沢市三川目二丁目六六の六	三沢
坂 岡 正 彦 長 根 彰 伸 柿 本 芳 秀	

青森県告示第七百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称	期 間
発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	場 所
大 間 下北郡大間町大字大間字下手道三八の四 坂 三男 下北郡大間町大字大間字大間平一七の二 二二三 田 中 勝 下北郡大間町大字大間字細間二三の六八 小鷹 勝敏	令和三年十月 二十二日から 同年十一月五 日まで 大間漁業協 同組合

公 告

機械加工実習設備機器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

機械加工実習設備機器 一式

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和四年三月二十五日

三 納入場所

青森県立青森工業高等学校

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 調達物品又はこれと同一の種類の物品について相当数の納入実績があることを

証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和三年十一月十一日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 三部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和三年十二月二日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三

月青森県規則第十号）第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされないと判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Machining Equipment, 1 Set

(Please refer to the bid manual for the details)

2 Time limit for tender:

2 December, 2021

(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact Point for the notice:
Accounts Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9099

~~~~~  
特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
警察無線機 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和三年十月一日
- 五 落札者の名称及び住所  
三菱電機株式会社東北支社  
宮城県仙台市青葉区花京院一丁目一の二〇
- 六 落札金額  
二億三千七百八十三万八千七百円

七 落札者を決定した手続

調達物品に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年八月十八日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円